

R05 熊情審第 000055-2 号
令和 6 年 2 月 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 2 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・個人情報保護条例制定ときに個人情報保護規則第 5 条に規定する告示を行ったことがわかる情報。なお、告示台帳でわかれば、それで事足りる。

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 2 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 1 2 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、情報公開請求の対象となる情報が不存在である可能性は皆無であると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

- ・熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号（以下「3熊保育第2759号」という。）において、当該告示を行ったと主張しており、当該文書を起案した担当課長は、訂正も補足説明もしない旨の主張を行っている。
- ・文書取扱規程の規定により、告示文書は永年保存しなければならない文書とされている。
- ・熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施されていることとなり、永年保存である告示文書が保存されているはずである。

3 熊取町長の弁明に対する反論

告示を行えば、一連番号を付さなければならず、その一連番号を管理している文書が告示台帳である。

平成10年及び平成11年の告示台帳には、当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、平成10年及び平成11年以外の年に当該告示を行ったはずである。

公開を求めた情報は告示台帳のみではない。

一連番号や当該告示を行ったことが、告示台帳で確認できるのであれば、告示台帳でよいとして請求しているのである。

告示台帳で確認できなければ、当該告示文書そのものや、当該告示を行う際の起案文書、文書取扱責任者が保管文書の点検で使用している文書等も請求に係る情報等となる。

（補充意見書より）

3熊保育第2759号で藤原敏司熊取町長は告示を行っているとは主張し、また、文書取扱規程別表第1に告示文書は永年保存しなければならないと規程されている。

告示した文書が存在しないのであれば、文書取扱規程に規定されている事務を適切に実施していないこととなり、情報不存在決定通知書は不当な通知書となる。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、却下する旨の裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

今回請求の「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行ったことがわかる情報」については、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年（平成10年及び平成11年）に係る告示台帳（告示を行う際に告示文書を管理するもの）に当該告示に関する記述がなく、また、その他の告示に関する文書が確認できないため、情報不存在の通知を行ったものである。

(補充説明書)

個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年から令和5年までの告示台帳その他告示に関する文書をすべて確認したものの、該当する情報は確認できなかった。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、3熊保育第2759号から個人情報保護条例制定当時の縦覧の告示をおこなっており、告示文書は永年保存文書であることなどから公開請求した情報は存在していると主張している。また、個人情報保護条例、個人情報保護規則を制定した年（平成10年、平成11年）の告示台帳において当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、その年以外の年に当該告示を行ったはずであるほか、告示台帳で確認できないのであれば、告示を行う際の起案文書等も請求に係る情報となると主張している。

一方、熊取町長は、公開請求された情報について、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年だけでなく、補充説明書において制定した年以降に係る告示台帳その他の告示に関する文書をすべて確認した結果、該当する情報が確認できないため、当該情報は存在しないと主張としている。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在すると認められるか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行ったことがわかる情報である。

審査請求人は、熊取町長が、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年（平成10年、平成11年）に係る告示台帳に、当該告示に付した一連番号を確認できないのであれば、それらの年以外の年に当該告示を行ったはずであると主張しているが、熊取町長は、平成10年から令和5年までのすべての告示台帳をすべて確認した結果、審査請求人が公開請求した情報に関する記述がなく、また、その他の告示に関する文書が確認できない旨説明、主張しており、現に告示台帳及びその他の告示に関する文書において請求した情報が確認できないことが

認められる。

なお、審査請求人からの補充意見書における主張（①条例制定当時の告示に関する主張、②変更の告示の要否に関する主張）については、告示の手続の是非を問うものというべきであり、当審査会の審査の対象外であり、判断すべき内容とは認められない。

かつ、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。以上のことから、情報が無い事について確認したうえでの不存在決定は、妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月24日 諮問書の受理
- ② 令和5年 5月22日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和5年 9月22日 補充説明書の写しを受理
- ⑥ 令和5年12月20日 審査請求人から補充意見書を受理
- ⑦ 令和6年 2月 6日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	